

平成 29 年 6 月 5 日
改正 平成 30 年 4 月 2 日

地域包括支援センター長様
指定訪問型サービス事業所管理者様

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室
介護ケア推進課長

介護型ヘルプサービスの対象となる「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」の取扱いについて

平素は、本市介護保険事業の運営及び高齢者保健福祉施策の推進に御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第 3 条第 1 項第 1 号ア（ア）に規定する介護型ヘルプサービスについては、身体介護又は身体介護と併せて提供する生活援助としており、身体介護及び生活援助の区分は、平成 12 年 3 月 17 日厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知老計第 10 号（以下「老計 10 号」とする。）「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の例によることとしております。この老計 10 号については、平成 30 年 3 月 30 日に例示を追加した一部改正の通知が発出されていますので、改めてお知らせいたします。（平成 30 年 4 月 1 日から適用）

介護型ヘルプサービスの対象となる「自立生活支援のための見守りの援助」は「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」となり、その取扱いは下記のとおりですので、適正に取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

介護型ヘルプサービスの対象となる「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」については、身体介護として評価すべき援助である必要があり、「安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り」又はそれに類するものが該当する。例えば、利用者と訪問介護員が同じ部屋で掃除を一緒に行う場合でも、それぞれが異なる部分を掃除する等、「常時介助できる状態」とは評価できないものについては、介護型ヘルプサービスの対象である「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」には該当しない。

このため、身体機能や認知機能等が高く、当該行為を行う時に、訪問介護員が「常時介助できる状態」をとる必要性がない利用者に対して、利用者と訪問介護員が当該行為を一

緒に行うことのみを理由として、介護型ヘルプサービスを位置付けることは適切ではない。

また、「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」は、自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から行うものであり、利用者が在宅で自立した日常生活を送れるよう、当該行為を自分でできるようになることを目的とするもので、利用者と訪問介護員が当該行為を一緒に行うことにより、利用者の意欲の向上が期待できることが必要である。

<参考>厚生労働省 介護保険最新情報 Vol.637 (平成 30 年 3 月 30 日)

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の一部改正についてより抜粋
(網掛け部分は今回新しく追記・変更となった部分)

1. 身体介護

身体介護とは

- ①利用者の身体に直接接触して行う介助サービス（そのために必要となる準備，後片づけ等の一連の行為を含む）
- ②利用者の **ADL・IADL・QOL** や意欲向上のために利用者と共に行う自立支援・重度化防止のためのサービス
- ③その他専門的知識・技術（介護を要する状態となった要因である心身の障害や疾病等に伴って必要となる特段の専門的配慮）をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスをいう。（仮に，介護等を要する状態が解消されたならば不要となる行為であるということができる。）

- | | |
|-----|---|
| 1-0 | サービス準備・記録 |
| 1-1 | 排泄・食事介助 |
| 1-2 | 清拭・入浴，身体整容 |
| 1-3 | 体位変換，移動・移乗介助，外出介助 |
| 1-4 | 起床及び就寝介助 |
| 1-5 | 服薬介助 |
| 1-6 | 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（自立支援，ADL・IADL・QOL 向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等） |

2. 生活援助

生活援助とは，身体介護以外の訪問介護であって，掃除，洗濯，調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり，利用者が単身，家族が障害・疾病などのため，本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。（生活援助は，本人の代行的なサービスとして位置づけることができ，仮に，介護等を要する状態が解消されたとしたならば，本人が自身で行うことが基本となる行為であるということができる。）

- | | |
|-----|-------------|
| 2-0 | サービス準備等 |
| 2-1 | 掃除 |
| 2-2 | 洗濯 |
| 2-3 | ベッドメイク |
| 2-4 | 衣類の整理・被服の補修 |
| 2-5 | 一般的な調理，配下膳 |
| 2-6 | 買い物・薬の受け取り |

1-6 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（自立支援，ADL・IADL・

QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

- ・ベッド上からポータブルトイレ等（いす）へ利用者が移乗する際に，転倒等の防止のため付き添い，必要に応じて介助を行う。
- ・認知症等の高齢者がリハビリパンツやパット交換を見守り・声かけを行うことにより，一人で出来るだけ交換し後始末が出来るように支援する。
- ・認知症等の高齢者に対して，ヘルパーが声かけと誘導で食事・水分摂取を支援する。
- ・入浴，更衣等の見守り（必要に応じて行う介助，転倒防止のための声かけ，気分の確認などを含む）
- ・移動時，転倒しないように側について歩く（介護は必要時だけで，事故がないように常に見守る）
- ・ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心に必要な時だけ介助）
- ・本人が自ら適切な服薬ができるよう，服薬時において，直接介助は行わずに，側で見守り，服薬を促す。
- ・利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う掃除，整理整頓（安全確認の声かけ，疲労の確認を含む）
- ・ゴミの分別が分からない利用者と一緒に分別をしてゴミ出しのルールを理解してもらう又は思い出してもらうよう援助
- ・認知症の高齢者の方と一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより，生活歴の喚起を促す。
- ・洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに，転倒予防等のための見守り・声かけを行う。
- ・利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行うベッドでのシーツ交換，布団カバーの交換等
- ・利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う衣類の整理・被服の補修
- ・利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う調理，配膳，後片付け（安全確認の声かけ，疲労の確認を含む）
- ・車イス等での移動介助を行って店に行き，本人が自ら品物を選べるよう援助
- ・上記のほか，安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うもの等であって，利用者と訪問介護員等がともに日常生活に関する動作を行うことが，ADL・IADL・QOL向上の観点から，利用者の自立支援・重度化防止に資するものとしてケアプランに位置付けられたもの

<参考>厚生労働省「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関する Q&A

Q 自立生活支援のための見守りの援助の具体的な内容について

A 「身体介護として区分される『自立生活支援のための見守りの援助』とは自立支援，ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りをいう。単なる見守り・声かけは含まない。

・・・・・・・・中略（「自立生活支援のための見守りの援助」同様の内容）・・・・・・・・

要件に該当しない単なる見守り・声かけは訪問介護として算定できない。